

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、営業業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月から同年〇月までの〇か月間、大型受注を獲得するための仕様書作成等で、会社に寝泊まりした結果、ストレスと寝不足による免疫力低下から脳炎を発症、意識不明の重体になり、病院に緊急入院したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、C病院に受診し、「双極性感情障害、症候性てんかん」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の発病について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「請求人の心身の変調等をICD-10の診断ガイドラインに照らし検討すると、脳炎発症後の平成〇年〇月上旬頃に『F06.3 器質性気分（感情）障害』（以下「本件疾病」という。）を発病したと考えるのが妥当である。」旨述べているところ、改めて、D医師作成の同年〇月〇日付け意見書、E医師作成の同年〇月〇日付け意見書及びC病院の退院時サマリーを含む一件記録を精査したが、請求人にはヘルペス脳炎発症による脳の器質性変化が認められており、請求人の症状出現の経過、上記医学的所見等を踏まえると、当審査会としても、専門部会の意見は妥当であり、請求人は、ヘルペス脳炎発症後に、本件疾病を発病したものと判断する。

なお、ヘルペス脳炎の発症前に不整脈があり、精神障害を発病していたとする請求人の主張は、独自の見解であり、採用できない。

- (2) 器質性の精神障害については、器質性脳疾患に付随する疾病として認められているか否かを個別に判断するものであるところ、請求人に発症したヘルペス脳炎についてみると、D医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書によれば、ヘルペスウイルスへの感染が請求人の行っていた業務によるものとは認め難い上、C病院F医師作成の平成〇年〇月〇日付け診断書を含む各医師の見解等を精査するも、その発症原因は明らかではない。

そうすると、当審査会としても、請求人に発症したヘルペス脳炎と業務との

間に医学的因果関係を認めることはできず、したがって、ヘルペス脳炎発症後に発病した本件疾病は業務上の事由によるものと認めることはできない。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。